

# 保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 生活保護制度について

- (1) 社会保障の観点も含めた生活保護制度の抜本的な改革に早急に取り組むこと。
- (2) 国の責任において保護基準の明確化を図るとともに、生活保護の適正化に向けて必要な法改正等を行い、制度の再構築を図ること。
- (3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。
- (4) 地域の実態に即した級地区分の見直し、老齢加算の再導入、障害者加算に係る認定方法の見直しなど、社会経済状況の変化等に適応した制度改正を着実に進めること。
- (5) 地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有が可能となるよう制度の改善を図ること。
- (6) 介護保険施設の個室等については、居住費負担がないなど特別な場合を除き、新規の生活保護受給者の利用は認められていないが、特別養護老人ホームの大半が個室・ユニット化され、今後、施設入所が困難になることから、個室等の利用に係る取扱い等について早期に改善すること。

## 2. 無料低額宿泊所の適正な設置運営を図るため、社会福祉法を改正し、その設置については届出制から許可制に改めること。

また、開設後の運営についても、実効性のある就労支援及び自立に向けた基準の設定等を行うこと。

## 3. 原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握し、被爆者相談事業の拡充強化など当該実態に即した支援措置を講じること。

4. 原子爆弾被爆者の原爆症認定制度については、被爆者が高齢化していることにかんがみ、当該制度を早期に見直すこと。また、認定に係る審査については、より一層速やかな審査に努めること。
5. 中国残留邦人等に対する老齢基礎年金を補完する支援給付について、経費の全額を国が負担すること。
6. 民生委員については、業務の多忙化等により、担い手の確保が難しく、改選が困難となっていることから、その処遇改善を図るべく、関係法令の見直しを行うこと。